

## 東海市建設工事等電子入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業（以下「市」という。）があいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象範囲)

第1条の2 電子入札の対象は一般競争入札または指名競争入札に該当する工事及び工事委託業務の中で工事に関しては予定価格130万円を超える案件、工事委託業務に関しては予定価格50万円を超える案件を対象とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市及び市が実施する建設工事等の入札参加者が、インターネットを利用して、入札に関する事務手続を処理する事務処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により執行する入札手続をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年（2000年）法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (5) 契約担当者 市において、電子入札システムを利用する契約案件に係る案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。
- (6) 執行担当者 電子入札において、契約担当者とともに開札に立ち会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う職員をいう。

### (利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードにより電子入札システムに企

業情報、代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報を登録しなければならない。

- 2 電子入札システムに登録した者は利用者登録済みのＩＣカードが失効した場合、新たに取得したＩＣカードにより再度、利用者登録を行わなければならない。
- 3 電子入札システムに登録した者は利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(ＩＣカードの名義)

第４条 ＩＣカードの名義人は、市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。

- 2 入札参加者が経常的に構成される共同企業体の場合は、代表構成員が単体で使用するＩＣカードとは別に、代表構成員の代表者の名義で共同企業体のＩＣカードを取得するものとする。
- 3 入札参加者が特定の入札案件について構成される共同企業体の場合は、代表構成員の代表者の属する企業等の代表者の名義のＩＣカードを使用するものとする。
- 4 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人によるＩＣカードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

(案件登録)

第５条 契約担当者は、電子入札により実施することとした入札案件について、指名審査会により入札参加資格要件等が決定された後に、速やかに入札案件の概要を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 前項の登録の後に、その内容について錯誤があった場合は、登録を取り消す旨の追記入力を行い、これとは別に新規案件として改めて登録し直すものとする。
- 3 前項の追記入力の前に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、電話等の確実な方法で連絡を取り、必要に応じて技術資料を再提出するよう依頼するものとする。

(開札予定日時等)

第６条 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日とするものとする。

- 2 案件登録の後、特別の事情により前項の予定日時を変更する場合は、速やかにその旨の変更登録を行うものとする。

(紙入札への変更)

第７条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子入札システム端末機の障害又は広

域停電等のために、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断したときは、電子入札を紙入札へ変更するものとし、契約担当者は全ての入札参加者に対し電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（様式第1）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は入札書を除き有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しないこと。
- (3) 既に送信された入札書は無効とし開札を行わないこと。
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要な事項  
（電子入札システムによる書類の送信）

第8条 電子入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出する場合は、電子入札システムにより契約担当者へ送信するものとする。

- (1) 一般競争入札の競争参加資格確認申請書（添付資料は除く。）
- (2) 指名通知の受領確認書
- (3) 入札書
- (4) 工事費内訳書（ただし、1MBを超えないものに限る。）
- (5) 辞退届

2 契約担当者は、次に掲げる書類を送付する場合は、電子入札システムにより送信するものとする（自動送信されるものを含む。）。

- (1) 入札書受付票
- (2) 辞退届受信確認通知
- (3) 入札締切通知書
- (4) 落札者決定通知書
- (5) 調査・保留通知書
- (6) 取止め通知書
- (7) 中止通知書
- (8) 日時変更通知書

- 3 前項第1号の書類は、添付資料の到達を確認した上で送信するものとする。
- 4 第1項及び第2項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、別表に掲げるとおりとする。
- 5 電子ファイルを圧縮する場合にはZ i p形式又はC a b形式によるものとし、L z h形式、自己解凍形式（E X E形式）は認めないものとする。
- 6 電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と判断できるときに限り認めるものとする。
- 7 第1項に規定する書類のほかは、特に指定のない限り郵送により提出するものとする。

（紙入札の承認）

第9条 電子入札案件において、当初から又は入札手続開始後に、紙入札での参加を希望する者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。この場合において、紙入札の承認を得ようとする者は、紙入札方式参加承認願（様式第2）を契約担当者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により紙入札方式参加承認願の提出があった場合は、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札方式参加承認書（様式第3）をもって紙入札での参加を承認するものとする。
  - (1) I Cカードが閉塞、破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合
  - (2) I Cカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのI Cカード取得手続中の場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合
- 3 前項の規定により紙入札を承認した場合は、契約担当者は速やかに当該入札参加者を紙入札業者として登録し、当該入札参加者に対しては、以後、電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。

(電子入札の辞退)

第10条 電子入札に参加しようとする者(紙入札の承認を受けた者も含む)が電子入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに辞退届を提出するものとする。

(開札)

第11条 開札は、執行担当者の立会いのうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 工事費内訳書の提出を求めている場合は、契約担当者は開札予定日時までに、工事費内訳書が適正に作成されていることを確認するものとする。

3 希望する入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。

4 紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約担当者は、その者を開札に立ち会わせたうえで、入札書を開封し、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に一括開札を行うものとする。

(落札決定)

第12条 契約担当者及び執行担当者は、開札後、共同で次に掲げる事項の確認を行うものとする。

(1) 最低入札者の使用したICカードの名義人が正しいものであること。

(2) 入札書を送信した時点において最低入札者の使用したICカードが有効期限内にあったこと。

2 契約担当者又は執行担当者は、電子入札システムに落札決定の署名を行うものとする。

3 前項の署名は、くじ引きによる場合及び最低入札価格が低入札調査基準価格を下回った等の理由により落札決定を保留した場合並びに特段の事情により入札を取り止める場合も同様とする。

(電子くじによる落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するため、紙入札の承認を受けた者は、電子くじ番号を記載した入札書を提出するものとする。

(電子入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに送信のない電子入札
  - (2) 電子署名及び電子証明書のない電子入札
  - (3) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人の I C カードを使用する等、I C カードを不正に使用して行った入札
- (その他)

第 1 5 条 電子入札の詳細な操作手順については、電子入札システムの操作手引書によるものとする。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word(Microsoft Corp.)	DOCX 形式 (Word2007 以上)
Excel(Microsoft Corp.)	XLSX 形式 (Excel2007 以上)
その他	PDF 画像ファイル (JPEG, TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル (Zip 又は Cab 形式。ただし Lzh 形式、自己解凍形式 (EXE 形式) は認めない。)

様式第1（第7条関係）

入札方法変更通知書

年（        年）    月    日

様

東 海 市 長

下記工事の入札について、東海市建設工事等電子入札実施要領第7条の規定により、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 管理番号

4 既に完了している書類の送受信について

- (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱います（入札書は除く）。
- (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
- (3) 既に入札書を送信された方は、改めて入札書を提出してください。

5 紙入札に関する事項

- (1) 入札日時
- (2) 入札場所
- (3) その他

紙入札に係る留意事項は、東海市競争入札参加者心得書を参照してください。

様式第2（第9条関係）

紙入札方式参加承認願

年 月 日

東 海 市 長 様

住 所

氏 名

（名称及び代表者氏名）

下記の案件は電子入札案件ではありますが、当社においては下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 管理番号
- 4 電子入札システムで参加できない理由

様式3（第9条関係）

紙入札方式参加承認書

年（        年）    月    日

様

東 海 市 長

年（        年）    月    日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札参加を承認します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 管理番号

4 紙入札に関する事項

(1) 入札場所

(2) その他必要事項

ア 開札予定日時に入札書を持参のうえ前号の入札場所までお越してください。

イ 入札書の欄外に、電子くじ番号（3けたの任意の数値）を忘れずに記入してください。